

じん肺有所見者の健康管理対策を

推進しましょう

じん肺の予防対策については、じん肺法などに、健康診断の実施や粉じんを発生させない対策が規定されているところです。

じん肺は、粉じんを吸い込むことにより、肺に線維性的変化を起こさせる病気です。現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療法は一般的にはないので、既にじん肺にかかった労働者に対して、粉じんへのばく露を最小限とすることがじん肺の進行を防止するためには重要です。同時に、労働者も健康的な生活習慣や合併症の予防など、じん肺の進行を防止するための知識を得ることが重要です。

このため、厚生労働省では、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインを参考に、じん肺にかかった労働者の健康管理対策に取り組みましょう。

厚生労働省

教育の推進体制の整備等

(1) 教育の実施者

教育の実施者は事業者ですが、事業者が自ら行うほか、安全衛生団体等に委託して実施します。

事業者または事業者の委託を受けた安全衛生団体等は、あらかじめ実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成します。

なお、事業者が自ら行う場合は、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会または安全衛生委員会で教育の対象者、実施時期、内容、講師の選定等の実施計画について調査審議させることが適当です。

また、安全衛生団体等に委託して行う場合も同様です。

(2) 記録の保存

事業者は、事業者自ら教育を行った場合に加えて、安全衛生団体等に委託して教育を実施した場合についても、教育の受講者、実施時期等の記録を保存するものとされています。

詳しくは、平成9年2月3日労働基準局長通知基発第70号をご覧ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-38/hor1-38-3-1-0.htm>

◇本リーフレットについてのお問い合わせは 厚生労働省もしくは
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署

◇または

【じん肺有所見者に対する教育指針等の普及定着事業事務局】
テクノヒル株式会社まで。TEL.03(6231)0133

じん肺有所見者に対する健康管理教育について

教育の対象者・実施時期

表 1

対象者	実施時期
(1)常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断で新規に有所見となった者	新規に有所見となったとき
(2)常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断でじん肺管理区分が管理2から管理3イ又は管理3ロになった者及び管理3イから管理3ロになった者	当該時期

なお、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、現にじん肺管理区分が管理2、管理3イ又は管理3ロであって、当該教育を受けていない者についても随時教育を行うこととしています。

教育の内容、時間、方法及び講師

(1) 内容及び時間

表 2

科目	範囲	時間
① じん肺について	イ 肺と呼吸の仕組み ロ じん肺の概要 ハ 粉じんの種類とその影響 ニ じん肺の症状	0.5
② じん肺の進行の防止と健康管理	イ 粉じんばく露の低減化措置 ロ 健康的な生活習慣 ハ 合併症の予防	1.5
③ じん肺法等関係法令	イ 関係法令 (じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則、労働者災害補償保険法等) ロ 関係手続き	1.0

なお、既に当該教育を受けたことのある者については、①及び③の科目について省略することができることとしています。

(2) 方法

教育の方法としては、講義方式に加え、ビデオ、スライド等を用いた視聴覚教育、必要に応じて個別相談を行う等科目の内容に応じて効果の上がる方法で行うこととしています。

(3) 講師

教育内容について、知識、経験を豊富に有する者としています。

なお、表2の「②じん肺の進行の防止と健康管理」の科目の講師としては、じん肺に関し、知識、経験を豊富に有する産業医等が適当です。

また、表2の「①じん肺について」及び「③じん肺法等関係法令」については、産業医のほかに、衛生管理者、労働衛生コンサルタントその他労働衛生に関する知識を有する者が適当です。